

盛岡広域振興局長告示第82号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、指定障害児入所施設を次のとおり指定した。

平成24年10月2日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 福祉型障害児入所施設

事業所番号	施設の名称	施設の設置の場所	設置者の名称	指定年月日
0352100010	希望ヶ丘学園	岩手郡雫石町板橋25番地	社会福祉法人のぞみ会	平成24年10月1日
0352100044	みたけ学園	岩手郡滝沢村滝沢字穴口203番地4	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	〃

2 医療型障害児入所施設

事業所番号	施設の名称	施設の設置の場所	設置者の名称	指定年月日
0350100020	岩手県立療育センター	盛岡市手代森6地割10番地6	岩手県	平成24年10月1日
0352200018	みちのく療育園	紫波郡矢巾町大字煙山第24地割1番地	社会福祉法人新生会	〃